平成26年教育福祉委員会会議録

- 1. 招集年月日 平成26年9月24日
- 2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
- 3. 開 会 平成26年9月24日 午前9時00分 委員長宣告
- 4. 審査事項

審查事件名

議案第46号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

議案第47号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

議案第48号 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情報告事項

- 1) 次期定例会における条例の制定・改正予定または新規事業等について(報告)
- 2) 教育委員会関連改革法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正) について
- 3)中学校空調設備工事の進捗状況についてその他
- 5. 出席委員 (7名)

| 委 | 員 | 長 | 野 | 呂 | 和 | 久 | 副委 | 員 | 長 | 天 | 羽 | 良 | 明 |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 委 | | 員 | 林 | | 則 | 夫 | 委 | | 員 | 可 | 児 | 慶 | 志 |
| 委 | | 員 | 富 | 田 | 牧 | 子 | 委 | | 員 | 酒 | 井 | 正 | 司 |
| 委 | | 昌 | Ж | П | 忠 | 雄 | | | | | | | |

- 6. 欠席委員 なし
- 7. 説明のため出席した者の職氏名

| 健康福祉部長 | 佐 | 藤 | 誠 | 教育委員会事務局長 | 高 | 木 | 美 | 和 |
|-------------------|---|---|-----|-----------|---|---|---|---|
| 健康福祉部参事 | 小 | 池 | 百合子 | 健康福祉部次長 | 安 | 藤 | 千 | 秋 |
| こども課長 | 高 | 井 | 美樹 | 高齢福祉課長 | 宮 | 崎 | 卓 | 也 |
| 健康増進課長 | 井 | 藤 | 裕司 | 国保年金課長 | 桜 | 井 | 孝 | 治 |
| こども発達支援センターくれよん所長 | 井 | 上 | さよ子 | 教育総務課長 | 渡 | 辺 | 達 | 也 |

 学校教育課長
 林
 眞
 司
 教育文化財課長
 長
 瀬
 治
 義

 学校給食センター所長
 山
 口
 好
 成

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書

議会事務局長 吉 田 隆 司 議会事務局 議会総務課長 松 倉 良 典 議会事務局 書 心 池 祐 功 講会事務局 書 渡 邊 ち え

若 尾 絢 子

〇委員長(野呂和久君) 皆様、おはようございます。

本日、新しい協議題を配付させていただきましたが、報告事項1の5点目、介護保険法の 改正に伴う新規条例の制定を、地域主権一括法による介護保険法の改正に伴う新規条例の制 定に訂正をさせていただきました。報告内容をわかりやすくするための訂正です。よろしく お願いいたします。

ただいまから教育福祉委員会を開催します。

○委員長(野呂和久君) おはようございます。

1年間、教育福祉委員会の委員長を務めさせていただきます。お世話になりますが、よろ しくお願いいたします。

議事に入るに先立ちまして、今回、新たな委員構成となりましたので、自己紹介をお願いいたします。では、まず副委員長から、順次よろしくお願いいたします。

[自己紹介]

次に、執行部の方、お願いいたします。健康福祉部の方からお願いいたします。

[自己紹介]

続いて、教育委員会事務局の方、お願いいたします。

〔自己紹介〕

ありがとうございました。

ここで、これ以降の協議事項に関する課長以下の方は御退席いただいて結構です。後ほど報告をいただく教育総務課長につきましても、一旦御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩 午前9時02分

再開 午前9時03分

○委員長(野呂和久君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話しください。

まず、議案第46号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

〇こども課長(高井美樹君) 議案第46号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、資料番号の9、議案説明書の1ページ目下段、それから資料番号1、会議案10ページにて説明をいたしますので、お開きください。

可児市幼稚園の設置等に関する条例につきましては、可児市ですと公立幼稚園は瀬田幼稚

園ということで、この件に関しましては、平成26年8月28日の委員会において、子ども・子育て支援新制度に係る瀬田幼稚園の保育料及び教育・保育サービスの見直しとして、制度の背景とか、今回、瀬田幼稚園の保育料を改定するに当たる計算根拠等について御説明をいたしましたが、今回、その条例改正案として取りまとめをいたしましたので、お諮りするものでございます。

まず、資料番号9の改正趣旨のところを御説明いたします。

改正趣旨につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施により、保育所、幼稚園及び 認定こども園に対する財政措置である施設型給付の創設及び公私間の均衡を図ること等に伴 い改正するものでございます。

それでは、主な改正内容について4点、条文の前後表とあわせて御説明いたしますので、 会議資料1の10ページとあわせながら御説明を順次してまいります。

まず、第2条関係についてでございます。

こちらにつきましては、入園料が廃止となります。これにつきましては、保育園については、入園料がありません。これは、毎月の保育料の中に入園料分が含まれているという物の考え方になっておりまして、今回国の指導についても、保育園と同じような考えに基づいて入園料というのは廃止すべきということですので、入園料を廃止いたします。

続きまして、月額保育料につきましては、現行の5,500円ということになっておりますが、これを1万2,300円を上限として、保護者の所得に応じて各階層ごとに規則でその額を定めるということとなっています。ここの部分につきましては、先回の委員会において、所得に応じた額と計算根拠について御説明をしたところでございますので、省略をいたします。

また、2段目以降、改正前の多子世帯への支援部分につきましてです。

現行につきましては、同一世帯から同時に2人以上の幼児が在園するときは、1人目は全額負担、ほかは半額負担ということになっています。ほかというのは、2人目、3人目がいても半額というものでございますが、ここの部分につきましては、国の支援制度にあわせて拡大をするということにしておりまして、例としては、小学生3年生までの兄、姉を1人目としてカウントをして2人目が半額、以降は無料ということになりますので、現行は、1人目は全額ということですけど、小学校3年生までに兄、姉がいれば在園児の2人目の兄弟は半額になりますし、3人目以降は無料になるということになります。

次、改正前、第2条関係第3項につきましては、「園児」という文言を追加して、6点等 の修正部分になっております。

続きまして、第3条関係です。

こちらについては、入園料を廃止する関係で、「入園料」というものを取ります。あわせまして、今回の所得に応じた保育料にするということになりますので、減免措置の部分につきましては、この規定をここから削除いたします。あわせて、減免する事由につきましては、今までは「市長に定める者」ということになっていましたが、ここに「園児と災害その他特別の事由」というふうに修正をしておるものでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきまして、ここが減免部分の規定を削除するという ところが11ページの左上の部分です。

続きまして、第4条、預かり保育関係に参ります。

こちらにつきましては、「こと」「とき」というのを「場合」という文言修正部分と、それから第2項の一番下に日額250円を徴収するとしておりましたものを、利用者の実態者に合わせまして、30分50円に変更するものでございます。

続きまして、第5条関係、預かり保育料の減免につきましては、第1項のほうですけど、 生活保護法の法律根拠を明示したものと、12ページに移ります。

「減免規定その他特別の事情」の部分を少し修正いたしまして、「災害その他特別の事由」というふうに文言修正をしております。

第7条関係につきましては、主に「とき」というのを「場合」というふうで文言の修正を しておるところです。

最後に附則の部分でございます。

第2条関係の表の部分を少しごらんいただきまして、これにつきましては、在園児については、経過措置によって、卒園まで月額5,500円を維持するというものでございます。あわせて、減免規定を受けている方についても、それを維持するということにしております。

そしてもう1つ、多子世帯の支援につきましては、今回の国の支援にあわせまして、現行第1子5,500円、第2子が2,750円、第3子以降はゼロ円ということで、先ほど申し上げましたとおり、小学校の3年生までに兄や姉がいる場合も第1子とカウントいたしますので、現行在園児の第2子の方については、5,500円の半額、第3子はゼロ円という形で経過措置を設けております。

以上が議案第46号関係の説明でございます。

- ○委員長(野呂和久君) これより議案第46号に対する質疑を行います。
- ○委員(冨田牧子君) 第2条のところで、規則で定める額を徴収するというふうに新たにありますが、規則で定める額というのは、例えば保育園の保育料ですと、何段階か階層がありますよね。それと同じように、どれぐらいの階層にするのかということを聞きたいんですけど。
- **〇こども課長(高井美樹君)** これは今年の8月の委員会の際に、改定保育料の案ということで御説明をいたしましたが、階層といたしましては、生活保護世帯がゼロ円ということになります。市民税非課税世帯、以降4つの階層、1万2,300円を上限に生活保護世帯も含めまして、5つの階層で定めるということにしております。これは、国が定める階層に準じてその階層をそのまま利用しております。以上です。
- ○委員(冨田牧子君) それからもう1つお尋ねしたいのは、私立の幼稚園の場合ですと、就園奨励費がありますよね。だから、高くてもそれで戻ってくる分があるからということにすると、この場合の瀬田幼稚園の保育料というのは、それと比べてどうなんですか。
- **〇こども課長(高井美樹君)** ここの部分も先般御説明したとおり、私立幼稚園の年間保育料

から就園奨励費を引きますよと。それから、あわせまして今回の消費税 5%から8%になった関係で、いろいろなものがそこに含まれているということで、その分を一部継ぎ足ししておりますが、ニアリーイコールで、私立幼稚園の方と同じような所得階層の方については、就園奨励費を引いた額と同等の額が瀬田幼稚園の今回の保育料になるということでございます。

- ○委員(冨田牧子君) ほぼ同等というニュアンスですか。
- ○こども課長(高井美樹君) 今回、消費税の5%から8%の3%分を含めていますので、現行の私立の幼稚園は、大体1万7,000円が平均的な保育料としておられますので、その計算根拠は、全ての就園奨励費を、我々からお戻ししている分を今年度計算した上で出しておりますので、ここは各階層ごとの平均値ということになりますので、私立幼稚園の就園奨励費を引いた額からいくと、ほぼそれに近い数字になっていると考えております。
- ○委員(冨田牧子君) 済みません。現在の5,500円の保育料ですけど、現在来ているところで当てはめて考えていただくと、階層でいえば、この前の説明では、真ん中ぐらいの部分が一番多いと言われましたけれども、実際はどうですか。
- **Oこども課長(高井美樹君)** 現行、瀬田幼稚園に行ってみえる方は、就園奨励費というのは 基本的にないので、この方々の所得がどの位置に大まかにあるかと申し上げれば、おおむね 中位層以下になってくるかと思います。大体、私立の幼稚園に通ってみえる保護者の所得階 層と、瀬田幼稚園の所得階層が大きく乖離しているということはございません。
- **〇委員(冨田牧子君)** もう平成26年10月から募集が始まると思うんですけれども、新たな制度に切りかわるということの周知は、具体的にどのようにされるんでしょうか。
- **○こども課長(高井美樹君)** まず、1点は、平成26年10月1日から私立の幼稚園については 募集要項の配布をいたします。瀬田幼稚園につきましては、平成26年10月6日からというこ とで、広報「かに」のほうに掲示をしております。

新しい制度に伴って、今度入ってこられる方につきましては、今議会終了後に、まずは瀬田幼稚園の在園の保護者の方に集まっていただいて、そこで説明会をいたします。あわせて、終わり次第、ホームページ等でこの辺の部分については掲示をしていくということで予定をしております。

- ○委員(冨田牧子君) 余りにも短くないですか、周知する期間が。この議会が平成26年9月 30日に終わって、平成26年10月6日には新たに募集をするわけですけれども、いつでもそう なんですけど、余りにも周知期間が短過ぎるということは問題ではありませんか。
- **〇こども課長(高井美樹君)** 先般も御説明いたしましたけど、瀬田幼稚園のほうには何度か 足を運んで説明をいたしております。

あわせて、子供関係の情報紙「おおきくなあれ」とか、ホームページ等には、こういった制度改正に伴って瀬田幼稚園の保育料が改定になりますということは、常に周知をしてきていきます。ただし、金額につきましては、今条例を経ないとやはり外に向かって周知するべきではないという判断のもと、額につきましては、今議会終了後、説明をさせていただくと

いうことにしていまして、この制度改正については、国等の示している額等を示しながら、 瀬田幼稚園の月額5,500円が所得に応じた保育園と同じような料金形態に変わっていきます よということについては、所要な周知はしてきたと考えております。

- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- **○副委員長(天羽良明君)** 今と関連ですが、短い期間の中での説明になるかと思うので、何かわかりやすいツールなんかを考えてみえるんでしょうか。
- **○こども課長(高井美樹君)** 速報性があるというものにつきましては、インターネットを経由して、市でいいますと「かにすき」のフェイスブックとか、あと子供の関係なので瀬田幼稚園の園長以下、それから保護者の方からのネットワークを通じてこの部分が伝わっていくかなあと考えています。

特に、平成26年10月1日に保護者説明会を開催することで既に御案内をさせていただいているところですので、今どきある意味で、保護者間である程度瀬田幼稚園に行きたいなあという方については、知り合い等を通じてその辺の動向というのは随分聞いておられるという話は私どもも耳に入っていますので、その辺のところで伝わっていくんではないかなあということを考えています。

ちなみに、私どものほうで制度周知について、冊子とか、瀬田幼稚園の説明とか何だかんだでその辺の対応をしてきたつもりですが、市役所のほうに直接的にこの部分について何らかのお問い合わせというのは今のところほとんどないということなので、平成26年9月15日号に載せさせていただいた、平成26年10月6日の募集要項の配布をもって、皆さんそこである程度事前の情報はほかで寄せておられるかと思いますけど、その中で判断をされるということの部分もあるのかなというふうに思います。ちなみに募集の締め切りは、平成26年10月20日ということになっています。以上です。

〇委員(冨田牧子君) 済みません、それから瀬田幼稚園のこれからについて、どういう考えを持っておられるのかお聞きをしたいと思うんです。

今度、子ども・子育て制度がいろいろ変わりますよね。私立の幼稚園については、ほとんど私立の幼稚園のままということで行くんですけれども、将来的には瀬田幼稚園はどういうふうにしていきたいと市としては考えているわけですか。

〇こども課長(高井美樹君) 現在、子ども・子育て会議を昨年度設置いたしまして、国のい う子ども・子育て計画というのを策定しております。

この計画については、来年度から5年間の保育のニーズと量をもってその計画を策定するというものになってございますので、まずはここの5年間の中において、平成23年度に起きた肺炎問題とか、そういった部分が、今現在の子ども・子育て会議の中で議論になっているということはございません。

平成23年4月に、可児市就学前の子供に関する保育・教育等の協議会から提言を受けています内容を遵守する形で検討を続けているということなので、これを認定こども園にするとか、保育園に変えるとか、そういうことではなく、あそこの教育のやり方がいいといういろ

いろな選択肢の一つとして、瀬田幼稚園は5年間、現行の教育方針を継続していくということが皆さんの大きな意見だということを考えれば、今現在策定している計画の中で、各策定 委員の中からもそういった声が出ているということではないということです。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- ○副委員長(天羽良明君) 関連ですが、瀬田幼稚園が今回、施設給付型という形になってきまして、ほかの私立は今回施設給付型を選択してみえる幼稚園が一個もないということなんですが、幼稚園それぞれの経営者判断なんでしょうけれども、市としては、本当は施設給付型にしていきたいというふうな全体的な市内幼稚園の制度の流れをつくりたいのか、それとも今までどおりで、独自の判断で市内ばらばらという形になろうかと思いますが、何か方向性はお持ちでしょうか。
- **〇こども課長(高井美樹君)** 施設型給付に移行するのか、現行の私学助成を中心とした幼稚園経営、各幼稚園の建学精神に基づいた園運営をするのかというのは、あくまでも経営者判断というふうに考えています。

これが施設型給付になることによる行政側の大きなメリットというのは、正直言うとないといいますか、あくまでも経営者側として、安定した教育サービスをするための安定財源を得ることができるという目的になっていますので、私学の幼稚園がここに移行してきたから、大きな建学精神に対して何か市の意向を大きくそこに介入させるとか、そういう考えのもとの制度ではございませんので、基本的には経営者判断であろうというふうに考えています。

ですので、私立の幼稚園に対して私も何度か足を運びながら制度の説明をし、消費税を恒久財源とした経営安定のための仕組みづくりだということを説明してはきていますけど、現行私立の幼稚園としては、国から示しているいわゆる公定価格、国から出てくる補助金と現行のを見比べたときに、余りにも不確定な部分、やはりまだわからないということで、様子見をしたいという御意向だということです。以上です。

○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより議案第46号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第46号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

〇健康福祉部次長(安藤千秋君) 初めに、資料番号9の議案説明書の2ページをお開きください。

議案第47号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 御説明いたします。

この条例の改正の趣旨につきましては、母子及び寡婦福祉法の改正等に伴い条文を整備するものでございます。

次に、資料番号1の定例会議案の13ページをお開きください。

こちらで主な改正内容について御説明いたします。

第1条の改正前の下線部分の(以下「福祉医療費助成」という。)及び第2条の福祉医療 費助成対象者という文言につきましては、削除しても支障がありませんので、文言の整理を 行っております。

14ページをお開きください。

身体障害者手帳4級の者で、65歳未満の者については所得制限を設けておりますが、改正前は、可児市税条例に規定する市民税が均等割以下であるときと規定しておりましたが、転入者で助成対象となる者については、可児市税条例の適用を受けないため、改正後は根拠規定を地方税法にしております。所得制限の内容につきましては、変更しておりません。

次に、第3号につきましては、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改 正されたことに伴う法律名の改正でございます。

同じく第4号につきましては、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改 正されたことに伴い、父子の規定が追加されたことによる改正でございます。

15ページの改正前の第2条の2、福祉医療費助成対象除外者の規定については削除し、14ページから15ページに記載されていますように、改正後の第2条に第4項を追加して、福祉医療費助成対象者について規定し、条文と文言の整理を行っております。

この条例は、法律の施行にあわせ、平成26年10月1日に施行するということにいたしております。以上です。

〇委員長(野呂和久君) これより議案第47号に対する質疑を行います。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより議案第47号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決します。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第47号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

〇こども発達支援センターくれよん所長(井上さよ子君) 議案第48号の可児市児童発達支援 センター設置条例の一部改正でございますが、資料ナンバー9、提出議案説明書の2ページ をごらんください。

本改正は、内容そのものに影響する改正はございません。

改正趣旨は、児童福祉法及び障害者総合支援法に係る改正等における条文の追加、または 削除によって生じた条ずれに関連し、引用条項を改めるものです。

議案書17ページをごらんください。

主な改正内容は、当該条例の第4条のうち、児童福祉法からの引用は第6条の2の2第2項となり、障害者総合支援法からの引用は、第5条第16項となります。

改正内容は以上でございます。

○委員長(野呂和久君) これより議案第48号に対する質疑を行います。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより議案第48号 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第48号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、これ以降の協議事項に関する部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時33分

○委員長(野呂和久君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

- ○委員(出口忠雄君) これ、見させていただいたんですけど、内容が本当に多岐にわたって、非常にまだ自分の中では認識が完全にできているわけでもないし、前回の委員会において勉強会という話が出ましたけど、平成26年9月議会も非常に窮屈な日程で勉強会がなされておりません。そういうところで、この陳情につきましては、改めてまた勉強会なりを設けてそれからやられたらどうかなと。今回のこの委員会では、扱わないような形のほうがいいかと思います。以上です。
- ○委員長(野呂和久君) 他に御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、出口委員がおっしゃった形で、聞きおきということでよろしいですか。

[「はい」の声あり]

それでは、陳情第3号については、委員会聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日、審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に 御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続いて、報告事項1.次期定例会における条例の制定・改正予定または新規事業について、 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定 を議題とします。

執行部の説明を求めます。

〇こども課長(高井美樹君) そうしましたら、お手元の資料番号1番、子ども・子育て支援 新制度実施に伴う条例の制定・改正についてというものと、お手元に配付いたしております ハンドブックを使って御説明をさせていただきたいと思います。

ハンドブックの3ページをお開きください。

今回定めます可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、国の省令に基づきまして、新規で条例を規定するものでございます。

先般の委員会等でも御説明いたしましたが、ハンドブック3ページに、今回の国の給付型 の枠組みというものが、上段の施設型給付というもので決められてくるということです。よ って、この施設型給付をするに当たって、給付になってまいりますので、その枠組みがどこの枠組みに何があるかというものをしっかりと型にはめて決めるというものがこの条例の趣旨になっておりまして、ここでいう給付の実施主体である市は、国のほうから市を通じてそれぞれの施設に給付されてまいりますので、市が施設型給付、上段の認定こども園、幼稚園、この幼稚園は施設型給付に移行した幼稚園が対象になります。可児市内の私立幼稚園は、現在の私学助成で継続したいということなので、この赤い線から外になってまいります。それから保育園、それから下段の地域型保育給付の対象となる施設、それから事業者を確認する基準を国が定める省令に基づいて条例を制定するものでございます。

その内容的なものはハンドブックの9ページにありますが、市町村が運営基準を確認する 制度ということでずらっと書いてございますが、ここの中の一番上の黒丸のところですね。 給付の実施主体である市町村が、許可施設・許可事業者の所在地の市町村から、施設型給 付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者として確認を受ける手続が必要です ということになります。これはちょっとどういうことかなということで、これは新たに始ま る制度なので、私どもは国の省令とかを見ていますが、確認の行為に当たってはどういった 書面をもって確認し、どうするかというのが今順次出てきているような形で、その書類を今 精査しておるところなんですけど、簡単に言いますと、今まで県のここでいう許可施設の許 可保育園・幼稚園になってくるかと思いますけど、こういったところが今までは県のほうで 認可になっています。認可は今までどおりなので、その一歩手前に市が確認をするよと。可 児市の私立の保育園は、これこれこういう基準量でちゃんとできますねというのを確認する という行為だけでして、これが法的にどういう権限を持つのかどうなのかというのも、先週 説明会があっただけでして、私、ちょっと直接出られなかったのであれですけど、口頭でち ょろっと説明があったということですけど、まだ少しこの確認行為の手続については、規則 等で定めていく部分があるかというふうに承知していますが、考え方としてはそういったも のになっています。

何でそんな確認を受ける必要があるかなあというところについては、やはり市町村については、現行の保育園、ここで1行目か2行目に委託費と書いてあるんですけど、この委託費というのは、現行の私立の保育園は、施設型給付の中において委託費として補助金を国から受けるという制度になっています。それを継続していくだけなんですけど、今回、例えば施設型給付に移ってくる幼稚園だとか、そういったところが入ってきたときに、今まで全く私立の幼稚園というのは、国の補助金は県から直接私学助成金をもらっているとかという系列になっているので、基礎自治体である市町村は全くノータッチの状態になっていますので、そこに市町村を経由して給付する形になる以上は、その確認行為をさせたいということかなあと理解をしております。そういったことから確認行為というものがあるので、市にきちっとそれぞれの枠組みの基準を条例で定めて、その確認行為を市町村がしてくださいねというような手続がここの中で入ってくると理解をしております。

中身については、現在国の省令とか、他市町村が出してみえるようなものとか、それから

今後出てくる規則にすべき部分なのか、補助金要綱の中でやれるのかというところを見定めながら、今条文の成案をつくっているところでございますので、大体形としてはそういうものをこの条例として定めるというところでございます。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) この件に関しまして、質疑を行います。
- ○委員(出口忠雄君) ちょっと理解がまだあれで申しわけないんですけど、確認ということは書類上での確認だけなのか、あるいは現地を見て、何のために確認をさせるのかというところで、その辺がちょっとわかりづらいんですけど。
- ○こども課長(高井美樹君) これは新制度でして、国のほうの説明が順次出てきているという状況なので、まず何で確認をさせるのかというのは、ちょっと先ほども申し上げましたとおり、やはり市町村の関与がどうしても必要になってくる部分が新たに発生する。それは、私立の幼稚園が施設型給付に移ってきたときには、市を経由して補助金が私立の幼稚園に行くことになりますので、今まで全くノータッチのものが新たに入ってくるという部分が出てくるということも含めて、このハンドブックの3ページにあります紫、水色、ピンク、それか黒、柿色という枠組みの中にこの事業者があるよというのをきちっと定めると、その確認行為を市町村がするということです。

現地に行って云々というのは、後ほどの2つ目のものは別として、ここの部分では恐らくほとんどは県が認可するので、認可の立ち入りに対して、我々が同行してそこを見るというような形は今とっていますので、多分その流れの中でやるのかなあと。ちょっとこれはわかりません。多分、そうなるんじゃないかということですが、そこに何らかの手順が出てくるかどうか、まだこれから出てくる国の資料等でちょっと精査していきたいというふうに考えています。以上です。

〇委員(冨田牧子君) それと関連することですけれども、幼稚園といっても、美濃加茂市の 幼稚園に可児市内のたくさん子供たちがバスで行っていますよね。

可児市の幼稚園も美濃加茂市のほうに子供たちを送迎しているということはあるので、これがもし本当に市の確認とか、そういうことになったら、そういうふうに入り組んで、美濃加茂市の子もいる、可児市の子もいるというふうな幼稚園の実態が現実に今あるわけですけど、そこら辺はどういうふうにやっていくという話なんですかね。

○こども課長(高井美樹君) まず、幼稚園につきましては、施設型給付に移行してきた幼稚園のみが対象になるので、現行どおり私学助成を続けている幼稚園は何らここの枠組みはないので、この手続、条例の中としては全く関与しないということになりますが、実は、国のほうはその辺をまだ順番に出して、ついこの間の説明会に出てきた資料を読みますと、今、冨田委員がおっしゃるとおり、美濃加茂市に可児市から40人ばかり行っていて、可児市には大山市やあちこちから五、六十人来ているというような中では、本来は美濃加茂市の子を受け入れている幼稚園を、美濃加茂市がここは施設型給付の幼稚園ですねという認定確認をするという行為が法律上は必要になるそうですけど、どうもそれはそこの在園市町村に任せますよというような同意書をつくろうかどうしようかなという案がちょろっと説明があったの

で、まだちょっと、我々も非常に困っていますけど、そういう状況です。以上です。

- **〇委員(酒井正司君)** 認定こども園の保育のほうが採算が悪いから云々という問題があったり、大型施設はどうも敬遠するんじゃないかというような新聞報道もありますけれども、わからんながら質問していますけど、わかる範囲でお答えください。
- ○こども課長(高井美樹君) 認定こども園の件については、読売新聞とかいろいろな新聞で報道されています。現在は保育できない親は保育園で、お父さん、お母さんが家にいる子は保育園に行けなくて幼稚園しか行けない。でも、認定こども園になれば、そういう条件も関係なく行けるよと、ゼロ歳から行けるよというようなところで、保育の量をふやしたいという意味では、国は認定こども園をどんどんつくっていきたいということで、何年も前からかけて、さらに今回大きく認定こども園の、国は公定価格と言っていますけれども、いわゆる保育単価ですね。1人の園児に対して幾ら補助するよというものを出してきているんですけど、いわゆる認定こども園は大規模ですと、私も試算ソフトがあるのでそれを見て入力して、直接伺って、我々はこんなふうですけどどうなんでしょうかというところで、やはり国の補助単価と比較するとどうも実入りが少ないというふうに、経営者としての判断としてはそれほどいいものになっていないということがどうもあるようでして、この認定こども園は全国的にも認定こども園をやめて、保育園、幼稚園に分かれるとか、もとの幼稚園に戻るとか、いろいろな判断がそれぞれでどうもされているというようなところになっているかなあと考えています。

なので、試算ソフトを入れたところで、やはり大型になればなるほどどうも実入りというか、1人当たりの単価が下がってくるので、そういった意味でいくと、中型が一番、100何人、130人ぐらいのところがよくて、200人とかにいくと多過ぎてかえってよくないと。あくまでこれはニュアンス的なところになりますけど、というふうに感じています。

- ○委員(冨田牧子君) 地域型保育給付のところについてお伺いするんですけど、今は認可外となっているという話で、この間の決算のときに、可児市内でも7つぐらいあるというふうに言われたんですけど、具体的にはどういうところにどのような認可外保育所があるのか教えてください。
- **〇こども課長(高井美樹君)** まず、病院で勤務してみえる方の受け入れをしてみえるのが、 可児とうのう病院と藤掛病院でございます。こちらが認可外保育所ということで、委託され たような形で可児とうのう病院を受けてみえます。

それから、次、やっぱりこれも事業所共用ですけど、ヤクルトが川合と下恵土に2カ所、 事業所の保育所として、結構小さい子が中心になりますけど、預かり保育を認可外としてや ってみえるのが1つ、これで4つですね。

それから、バイパスからずうっと下っていって、福祉センターの入り口の手前の右手にプレハブ校舎のようなものになっていますけど、これが可児ミッションといいまして、宗教系のところが認可外保育所としてやってみえます。主には、フィリピン、ブラジルの子供を中心とした子がそちらには在園しています。あと、ベテルといいまして、21号バイパスと248

バイパスの高架がある住吉の交差点の左手に教会がございますけど、あちらに一応こども園 ということで、認可外保育所を構えておられます。

あと1つが、人材派遣会社の送迎をやっている方が、これも確認してきていただいていろいろ話をしましたけど、自分として土田でマンション1室をお借りして、そこに働くお父さん、お母さんの送っていった後に、子供の迎えをして預かっているという施設が少しあるということで7カ所あって、今回のこの制度について、いろいろ御説明申し上げたりしました。あと、人材派遣会社さんも、どうもほかにあるんじゃないかというのがあったので、全人材派遣会社を回りまして、もしかして独自でやってみえるような施設はないですかとお問い合わせをしたんですけど、その1カ所しかなかったのであれですけど、人材派遣会社さんによっては、そういう国の助成を受けながら子供の保育ができるんであればということで、一応検討はしてみたいということで制度等の御説明はしてあるところですけど、意向については、それ以降返事がないというような状況です。以上です。

- **〇委員(冨田牧子君)** それらについては、例えばこの平成26年4月から移行しなくても、何年かの間に移行すればいいという、望みはそういうことですか。
- Oこども課長(高井美樹君) 新たに参入する方については、何ら問題はございません。 先ほどから言っているように、私立の幼稚園さんだけが今回の平成27年3月31日までに施 設型給付なのか、私学助成を受ける、この水色の中の赤枠の外か中かというのは判断しなさ いというところと、あと認定こども園が認定こども園として継続するのか、やめて幼稚園型 であれば幼稚園に戻るのか、保育園型であれば保育園に戻るのかというのは、そこまでに判 断は必要になってきます。この2点は期日というのを今設けられています。
- ○委員(冨田牧子君) もう1つお伺いしたいのは、保育の場合の保育時間の認定について、 親がどれぐらい働いているかという点については、いつごろ、どのように行われるのか教え てほしいです。
- ○こども課長(高井美樹君) この分につきましては、国のほうも規則で定めればいいということですので、その部分はこの前段の枠組みの枠が決まればそれにあわせてやるのが一番いいんですけど、やはりこれは利用者である保護者が何千人といますので、ここの部分についてはちょっと前倒しをして進めていきたいというふうに思っていますけど、何度も3ページの表を見ることになりますが、要するに赤の保育所の方については、国がいう下側に1号認定の子ども、2号認定の子ども、3号認定の子どもと書いてあって、右側にそこに通園する、想定される施設が書いてありますが、1号認定というのは幼稚園、認定こども園ですね。これは標準時間といいまして、午前10時から午後2時なんです、幼稚園は4時間なんですけど、これが標準時間です。

2号の認定子どもというのは、保育所、認定こども園ということなので、ちょっと今ここに時間は書いていないですけど、午前8時半から午後5時、そういった標準時間が設けられています。ここは3歳から5歳の子が2号で、3号については3歳未満の子ということなので、まず1号の認定子どもというのは、施設型給付に入ってくる幼稚園の子にだけ認定する

形になるので、今回でいうと、瀬田幼稚園の子があなたは1号認定の子ですよとか、幼稚園でも2号認定があり得るわけなんですけど、働いている方で、あなたは2号ですよというような作業があります。

あと、保育所と認定こども園については、現行、今行ってみえる方については、標準時間、 未満児であれば3号認定ですし、3歳以上であれば2号認定とどちらかに認定をしていく作 業になっていくということになるので、ここの部分というのは、在園の子については就労証 明とか、そういったものが出ているので、それに合わせた形、出ている書類が継続するとい うふうであれば、入園申し込みの段階の手続の中で、そこは2号認定していけばいいのかな ということです。

問題は、新規で入ってこられる方が事前に出していただく中で、あなたは2号ですよ、3号ですよというのを認定するわけなんですけど、ここが本来ですと申請主義なので、ここの部分を私は2号にしてください、3号にしてくださいという手続等がいろいろ入り組んできているんですけど、ここの部分を今国が出してきているものを見ながら、今回平成27年4月1日にどんとやるに当たってどういったところが一番いいのかなあと考えてやっています。

非常に仕組みとしてはわかりにくいので、いきなりこの書類を出してくださいと保護者に送っても、恐らく何のことですかということになるので、この部分は申し込みを受けながら説明して、できる限り混乱のないように進めていきたいなと。

国のほうとしては、平成27年3月31日までにその認定作業を終わればいいというようなことなので、リミットとしてはそこなんですけど、できる限りの混乱のないように進めたいなと考えていますが、できる限り早い時期には進めていきたいと考えています。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) 他にございませんか。
- ○委員(林 則夫君) 課長、1つ教えてください。
 内容の説明はあったけど、これ監督官庁は現行のままでいきますか。
- **〇こども課長(高井美樹君)** 3ページの表の枠組みで言いますと、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は、今までは文部科学省と厚生労働省に所管が分かれていて、会計報告等が両方にまたがって、非常に煩雑だということが不評で認定こども園がどうも敬遠されているんじゃないかということで、今回法律ができて、認定こども園の省庁は内閣府というふうに変更になるそうです。
- ○委員長(野呂和久君) 他にございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、可児市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題 とします。

執行部の説明を求めます。

〇こども課長(高井美樹君) 引き続きまして、お願いいたします。

また3ページの表の、今度は下側の地域型保育給付、少し先にこちらを見ていただくと、

ここの地域型保育給付、家庭的保育というのが今回の条例の対象となるところになっております。

これは、条例の名前としては家庭的保育事業というふうに書いていますけど、枠組みとしては、この制度の中では地域型保育給付の中にある柿色の小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの施設の設備と運営に関する基準を国の省令に基づいて条例として規定をするというものです。

その詳しいものが、ハンドブックの8ページをごらんください。

済みません、7ページと8ページ、ちょっと両方にまたいでおりますが、まず小規模保育事業所というのは、認可の定員が6人から19人というものでございます。これが右側の8ページの表でいくと、さらにA型、B型、C型というふうに分かれると、これらの基準を定めるというものです。

それから、家庭的保育事業というのは1人から5人、事業所内保育というのは定員の定めはいたしませんが、少しおもしろい取り組みとしましては、文言の保育実施場所等で、下段に地域の保育を必要とする子ども(地域枠)と書いてありますけど、あくまでも事業所に勤めている方の福利厚生施設としての保育所なんですけど、これに今回の国の助成を受けようと思えば、地域にいる子供さんを受け入れないとだめよというものになっています。ここの人数が全体の枠の中でどれぐらいの人数を受け入れたら、地域枠って何人ならいいんだというのがやっと先般、国のほうで案が示されたところになっています。

それから、次が居宅訪問型保育ということで、これは家で保育を必要とする子供の家へ出向いて、そこで保育すると。現行もファミリー・サポート・センターということで、可児市のほうのボランティアというか、登録した方が直接出向いていって保育をしているという例も現行ではありますが、これを事業としてやる場合には、こういう基準に基づいてやってくださいねというのを基準で定めるのが今回の条例です。詳しくは右側に書いてありますけど、例えば小規模保育事業についてのA型については、保育所の配置基準プラス1名だよとか、資格については、保育士が要りますとか、B型になると、2分の1の保育士が必要ですよとか、あとC型の家庭的保育者、その下の柿色の家庭的保育者とか書いてあるんですけど、家庭的保育者って何ぞやという話なんですけど、これは子育て支援員と国が言っていますが、県が実施する研修を受けると、子育て支援員という認定をしますよと。その認定を持っている人たちは、このC型の職員資格に該当しますというものがこの中に定められていますが、まだこの辺のカリキュラム等については県のほうでやるということなので、その詳細についてはまだ決まっておりませんが、大体こんなものが必要になるんじゃないかというのはこれから出てくるかなあと考えております。

これを条文化していくわけなんですけど、この条文化に当たっては、既にこの基準に基づいた省令のものをいただいておりますので、国の省令どおりにやらなきゃいけないものと、参考にしてやらなきゃいけないものというものがありますけど、基本的に全て国の省令に基づいたものでやることが一番いいであろうということで、この省令に基づいてこれらをそれ

ぞれ規定しているというものでございます。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) この件に関しまして、質疑はございますか。
- ○委員(冨田牧子君) 8ページのところに保育室等の面積要件が書いてあるんですけど、例えば下の保育所で見ると、ゼロ歳・1歳児は、乳児室がどれだけ、保育室はどれだけという広さになっているわけですね。ゼロ歳も1歳も2歳もそれぞれ年齢が違えば全く違うので、1人当たり3.3平米と書いてあっても、本当にそれって、例えば乳児室といえば乳児しか入らないし、保育室ということになれば、やっぱりはいはいをする子供たちが主になる、寝ている子は別のところにということになると思うんですけど、こういった小規模保育事業の中の分け方で本当に安全に保育ができるんでしょうか。そこについてはどうお考えですか。
- Oこども課長(高井美樹君) 参考の保育所のところと面積は一緒の面積、ゼロ歳・1歳は 3.3平米とか入れてございます。各保育所をつくっていくに当たっての国が定めている設置 基準の面積の根拠になってまいりますので、定員で定められた場合には、その人数分の面積 がそこで確保されているということで認可されているものになりますので、そこが私どもの 感覚の中で危ないとか、そういう感覚ではなくて、国の基準で定めている以上、それが必要 最低の面積だろうと理解しています。
- ○委員(冨田牧子君) 3.3平米あるからいいということではなくて、やっぱりきちっと分けられているということが、特に乳幼児を預かる場合に本当に必要なことだと思うんですけど、全体として人数掛ける3.3平米あるからいいよということではないと思うんですね。それぞれ保育する内容が違ってくるので、こんないいかげんな、保育室の面積だけがあればいいよというやり方で事故が起こらないのか私はすごく心配なんですけど、やっぱりゼロ歳から2歳のときに、認可外のほうが事故はやっぱり多いですよね。きちんと認可された保育所の中では事故はうんと少ないですけど、それはやっぱりなぜかといえば、こういうふうにきちっと分かれていないからということがまずあるというふうに思うんですけど、そこら辺は、こども課の担当としては心配はございませんか。
- ○こども課長(高井美樹君) 認可外に事故が多いというのは、最近よく報道等で見かけるお話になりますが、この認可外というのがこういった3.3平米なり、国が求める設置基準に合致していない部分があるから認可されていないという部分では、やはりそれは何らかそこに問題が発生する可能性はあるんだろうというふうに思いますが、国が定める基準をしっかり持っているということは、当然そこが基準だというふうであれば、基準があっても危険だとか、そういうふうには理解はしませんし、当然ゼロ歳とか、全くまだ歩けない子とかというのをどういうふうに保育するかというのは、保育の現場へ行けばその子たちが入り組んで、危険のないようにベビーベッドにきちっと置いた形で歩けない子はこうやっているとか、1歳で少し歩ける子は少しエリアを分けるとか、特に可児市ですと、広見保育園が前のユニーの跡地のところに一昨年度開園した未満児棟なんかを見ていただければ、そういったものについて非常に配慮をしながら運営をしていただいているということなので、この設置基準によって認可外の保育所が助成を受けるに当たっては、やはりそういった基準を我々は求めて

いくということなので、今より安全になっていくというふうに理解することが普通かなあと 思っています。

○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、可児市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定 を議題とします。

執行部の説明を求めます。

〇こども課長(高井美樹君) 引き続き3つ目で済みません。

これにつきましては、ハンドブックの17ページをごらんください。

これは、放課後児童クラブの基準を国のほうが改めて、放課後児童法を改正して定めてくるというものでありますが、放課後児童クラブというのは、可児市でいうとキッズクラブのことになります。4番と少し関連いたしますが、可児市には既にキッズクラブの設置及び管理に関する条例というのがありまして、これはあくまでも可児市としてやっているキッズクラブなんですが、この3番で言っている放課後児童健全育成事業の設備とか運営に関する基準を定める条例は、例えば民間の事業者が放課後児童クラブをやりたいといったときに、こういった面積基準、先生、設備が必要ですよというのを市の条例に定めることによって、こういったものでやってくださいねということを行政として物が言えるようなものにしていくために、新規としてこの条例を定めるというものです。これにつきましても、厚生労働省の省令で出てきていますので、これに基づいてそれを定めたいと思っています。

特に想定されますのは、新聞報道等でも出ていますけど、例えば東京なんかですと、スポーツクラブの中に放課後児童クラブをつくって、スイミングが終わると英語の塾に連れていって、親が来るまでそこで保育するとか、そういったサービスを展開しているわけなんですけど、可児市内においては、あと私立の小・中学校さんなんかもやっておられるので、可児市ですと帝京可児さんなんかも、放課後健全育成事業としてはやっておられないですけど、放課後の中でいろいろな習い事、オプションの料金をいただきながらやっておられるので、それが正式な制度の中に入ってくると、民間事業者として十分可児市内でも設置があり得るという部分では、ここにきちっと条例化をして、行政としても子供の安全を確保するという意味では、物が言えるようなものを条例としてつくっておきたいというものが3番の条例でございます。

内容としましては、ここに書いてありますとおり、まず面積が児童1人当たり、小学生でもここは1.65以上とか、単位は40人とか、これもおおむねというようなところがあります。なかなか40人をかきっと割って割れないというところがあったりとか、開所日数の設定があったりとかということで、現行の国の児童クラブに対する補助金を制度化しているような、法令化したような形で、民間事業者にもこういったものを当てはめてやってくださいねというものにしていきたいという趣旨のものでございます。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) この件に関して質疑はございますか。
- ○委員(冨田牧子君) 放課後児童支援員の話なんですけど、ここの下の欄外のところに印があって、保育士、社会福祉士等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者ですということが書いてあるんですけど、これは同じくやっぱりキッズクラブにも当てはまるというふうに思うんですけれど、現行のキッズクラブの指導員で資格を持っている人はいいですけれども、そうじゃない、第3枠といった人がいますけど、そういうところで来てもらっている人たちに研修というのはやってもらって修了しているんですか。ちょっとそこをお聞かせください。
- **〇こども課長(高井美樹君)** まず、今回の新制度についてどういうものが必要かというのは、 17ページの職員というところをごらんいただきますと、これは今、冨田委員が言われる放課 後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置しなさいよと。ただし、うち1人は補助員で もいいよということなので、最低1人は資格者が要るよというふうになります。

現在のキッズクラブはどうですかというところになりますと、一応基本的には全てのキッズクラブには、保育士なり教員の免許を持った方が指導員としておられます。持ってみえない方も当然お見えなので、ここの部分については、資格のある方とない方というのは少し賃金単価に差をつけた形で現行はやっています。

なので、施行されても可児市のキッズクラブについては、今回の放課後児童クラブの趣旨も含めて、どちらかというと、可児市が先行してやっていたものを国が後追いでやってきたかなあというふうに感じますので、キッズクラブについては全てのクラブに資格者がいますし、今の我々の方針としては、キッズクラブに勤めていただく方について、できる限り県が主催する研修には参加をして、支援員の資格を取ってもらいたいなあと思っていますが、これまたどれぐらいのカリキュラムかどうかというのが、やっとこの前の説明会で案が示されたんですけど、幾つかあってちょっと今はっきり言えないですけど、大体25時間から三十何時間の間での研修になりますので、それだけ受けようと思うと結構日にちを要するというものになってくるのかなあと思っていますが、国が定める研修というのは、そんなようなものになってくるようです。

現行でもキッズクラブについては、できる限り研修があるものについては、各所に見える リーダーだけではなくて、やってみえる方についても、順次研修のほうには出向いて参加し ていただいているというような状況です。

- **〇委員(冨田牧子君)** ちょっとそれに関連してお聞きするんですけど、それって自前で行け とか、例えばこの日は休んで行けと。有給ではなくて、勝手に休んで研修に行きなさいとい うふうにしていませんか。
- **〇こども課長(高井美樹君)** 基本的には職務で行くと。当然、研修会場まで必要なものは公 用車、できる限りは公共交通機関というような指導を担当レベルでやっているというふうに 認識しております。
- **〇委員(酒井正司君)** とにかく可児市が先行したのに、国もそれの目的で制度ができ上がっ

たということで、このすり合わせみたいなことがちょっと今冨田委員からも出たと思うんですけど、支援員に関しては、何らかの形で資格を取ってもらわなきゃいかんわけですが、それ以外の補助員、現実は本当に地域の善意といいますか、ボランティアで支えているわけですよ。そうすると、かなりこれと違ってくるわけですよね。

帷子なんかを例にとりますと、本当に高齢者が少しの時間でも協力したいという気持ちで参加されているんですけれども、この補助員という資格といいますか、その辺と、今のボランティアとして現在やっていらっしゃる方との資格であったり経験であったり、現状のまま移行できるのかどうか、僕は補助員のほうが問題があるような気がするんですが、どうですか。

〇こども課長(高井美樹君) ありがとうございます。

この放課後児童クラブに関する条例の中には直接ないわけなんですけど、国にはもう1つ 文部科学省がやっています放課後子ども教室という制度があります。可児市ではその制度は 取り入れていないんですけど、国で言っているのは、放課後指導クラブというのは、どちら かというと子供を預かって保育する、要はその時間、危険のないように保育するという考え。 放課後子ども教室というのは、南帷子、帷子がやってみえるように、ボランティアが来てい ろいろ紙芝居をやってくれたりとか、いろいろなものを教えてくれるというものを中心にや っている。

これは今名古屋のほうですと、トワイライト教室という名前とかでやっているんですけど、国は文科省と厚生労働省が別々にやっているものを一体化してやりたいと。これはこの条例と直接関連はしないんですけど、これを制度化して、補助金も出していこうという物の考え方でやっていますので、その部分では酒井委員がおっしゃられたとおり、ボランティアの方が本当に子供のために自分の時間を使って見守りとか、いろいろなことをやっていただいている意味では、一緒になるものを既に可児市としてはやってきているということが1点あって、国がやっと追いついてきて、特にその部分については、可児市としては非常に全国的にも先駆的にそういった方々の力をかりながら子育てをしていこうという形ができてきたかなあと思っています。

補助員というのは、あくまでも市と雇用契約を結んで働いている方のことをいいますので、40人に2人以上配置すればいいという国の今回の基準、もともとそういう基準でやっていますので、2人の中に1人資格者があって、1人は補助員でもいいよということなので、ここらについては無資格の方でも別にいいですよという言い方をしているだけなので、ボランティアの方というのは、今回の子ども教室と放課後児童クラブを合体させて、そういった人たちの力をどんどんかりていこうというのをよりもっとしっかりしたものにしていけるんじゃないかなあということで、今我々も何かそこの部分でやれるものはないかなあということを、より今のボランティアの方がもっともっと活躍していただけるようなふうに、今のキッズクラブも変えていけないかなあというのは、この条例とは別のところで少し考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては、終了いたします。

続いて、可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。 執行部の説明を求めます。

〇こども課長(高井美樹君) 4つ目でございます。

これは3番のものと関連をいたしますが、3番の新規条例の部分もある程度関連するというところがございまして、見直しをすると。現行のキッズクラブの設置に関する条例を改正するというものでございます。

一応、ここの趣旨につきましては、各小学校に1つ放課後児童クラブを設けなさいということがずうっと言われているわけなんですけど、実は兼山はキッズクラブになっていないんです。あそこは、兼山の児童館に子供たちが放課後直接ランドセルを背負って児童館に来ているという施設になっていまして、有料でお金をとったキッズクラブとしては運営がされていないので、一応国・県のほうから見ると、小学校に設置のないところという位置づけになっています。本当にそういったものでいいのかということもありますが、3番の新規の条例の中には、実は定員とか、そういったものは設けてはいないんです。

ところが、今のキッズクラブには、10人以上をキッズクラブとするよというところを、規則で10人というのは定めてあるんだけど、そういった文言が入っていますので、今回、民間事業者もあわせてこの基準でやりましょうよということを行政として言うに当たって、定員等が入っていないのに、可児市がやるキッズクラブに定員が入っているのはやっぱりおかしいんじゃないかというところがあるので、特に定員部分の文言に係る部分を少し修正したいというのが1つと、兼山については、一応放課後児童クラブというものになっていないということで、ここも設置に向けて検討を進めているということから、この条例の一部改正をするというものでございます。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) この件に関して質疑を行います。
- ○委員(冨田牧子君) 先ほど、終わりぐらいに言われたことはちょっと私もよく納得できないんですが、この4番を読むと、放課後子どもプランを推進するために、児童クラブを設置するように国が言っていると。それは全く別のものでしたよね、放課後子どもプランと放課後児童クラブと。私の理解ではそういうふうだったんですけど、先ほどトワイライトとおっしゃったけど、全く趣旨が違うのにこれを何か一緒にしようという国の動きというのがあるんでしょうか。
- **Oこども課長(高井美樹君)** まず、ここに書いてありますのは、小学校区に放課後児童クラブを設置するという方向性が放課後子どもプランという全体のプランの中の一つのメニューとしてあるということなので、可児市では兼山がまだそういう状態のものになっていないので、その部分については考えたいというものです。

文部科学省がやっている放課後子ども教室と現行の今回条例とされる児童クラブというも

のは、保育するものと、それからボランティアが来て地域の人が子供に習い事だとか、いろいろなものを伝えたりするとか、そういうものをやっていたものを、国としては一緒にしたほうがいいんじゃないかということでしていきたい、その予算取りをしていくという動きがあるということで、このキッズクラブとか、今回の条例の部分としては、直接的には関連をしない部分というふうです。

○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

まず現状でございます。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。 ここで40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○委員長(野呂和久君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、地域主権一括法による介護保険法の改正に伴う新規条例の制定を議題とします。 執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長(宮崎卓也君) 説明いたします。資料ナンバー2番をごらんください。

こちらの資料のほうの題名は、指定介護予防支援等の事業の人員、運営、指定等に関する 基準及び地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準 の条例化についてという題名になっておりますが、この説明をいたします。

まず、1項目め、条例施行に当たっての背景でございますが、まず地域包括支援センター

につきましては、市町村または市町村が委託する者が設置できるということになっております。現在、可児市には、直営で1カ所、それから委託で4カ所、合わせて5カ所ございます。その事業につきましては、高齢者の総合相談とか、権利擁護とか、それから要支援として介護認定された方のケアプランの作成などでございますが、この業務の中で介護保険の給付の対象となる業務、これはケアプランの作成でございますが、これを行うためには、市町村から介護予防支援事業所の指定を受けなければならないということになっております。これらの設置・運営の基準につきましては、従前から厚生労働省令で定められているというのが

今回、第3次地域主権一括法の制定によりまして、介護保険法が改正され、これらの基準を市町村の条例で定めるということになりました。これを受けまして、その条例化に向けて現在準備を進めているというところでございます。

2項目めの国の基準の考え方でございますが、介護保険法の中で従うべき基準と参酌すべき基準とに区分されております。

従うべき基準につきましては、国の基準どおりに定めなさいというものでございます。参 酌すべき基準は、市町村が十分参酌した結果としてであれば、市町村独自の基準を定めるこ とができますよというものでございます。具体的な基準の内容は省略いたしますが、資料を 1 枚めくっていただいた別紙をごらんいただきますと、条例に規定すべき事項を一覧にした 表になっております。

例えば一番上、1つ目の指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の資格という項目につきましては、介護保険法第115条の22第2項第1号で条例化を義務づけておりまして、基準の別としては、同条第3項の規定によりまして、従うべき基準となっているということです。そして、この基準を定めている厚生労働省令は、介護保険法施行規則の第140条の34の2ですといったようにこの表がまとめてございます。

ちなみに、ここには直接記載しておりませんが、この申請者の資格についての国の基準は 法人であることということになっております。

また、この表の一番右の欄でございますが、それぞれの基準を定めるために、今回制定する条例を仮称で示してあります。

今回、制定する条例につきましては、ここに記載してあります指定介護予防支援等の事業の人員、運営、指定等に関する基準を定めた条例と、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例、この2本となります。

次に、資料の2ページをごらんください。

3項目めの本市の基準(案)ですが、まず①、題名はちょっと略しますが、指定介護予防支援等の基準を定める条例については、以下の本市の独自基準として定めるもの以外は国の基準どおりとする予定でございます。

独自基準につきましては、ここに書いてございます1点のみでございまして、指定介護予防支援事業におけるサービス計画などの記録の保存期間を、国が2年と定めておりますところを5年とするものです。その理由としましては、介護報酬過払いの返還請求の消滅時効が5年でございまして、監査や指導を行う場合に、必要な資料の確認を行っていくというためでございます。

これは、実は2年前に同じく地域主権一括法、これは第1次だったんですが、そのときに 地域密着型介護事業の指定基準の条例を定めておりますが、そのときの規定とも合わせるも のでございます。

また、②の地域包括支援センターの基準を定める条例につきましては、記録の保存期間の 規定は特にございませんので、全てこれは国の基準どおりということで定める予定でござい ます。

4項目めの今後の手続でございますが、来月、平成26年10月1日から20日までパブリックコメントを実施いたしまして、平成26年12月議会のほうへ上程する予定でございます。議決がいただけましたら、各包括へは平成27年1月ごろ以降に周知を行っていきまして、平成27年4月1日から施行する予定でございます。以上でございます。

- **〇委員長(野呂和久君)** この件に関しまして質疑はございますか。
- ○委員(冨田牧子君) 指定介護予防支援事業所と地域包括支援センターとは、イコールというふうに見ればいいんでしょうか。この③のところで周知ということがありましたよね。

- ○高齢福祉課長(宮崎卓也君) ちょっと先ほど説明いたしましたが、地域包括支援センターの中の業務の一部、ケアプランの作成について行うために、介護予防支援事業所を指定しております。結局、今現在事業所としてはイコールになっております。以上です。
- ○委員(冨田牧子君) それ以外の介護予防支援事業所というのはないということですね。
- 〇高齢福祉課長(宮崎卓也君) ございません。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、可児市国民健康保険条例の一部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長(桜井孝治君) 本日の委員会資料3をお願いいたします。

国民健康保険に加入してみえる方が出産された場合には、出産育児一時金が支給をされて おります。

現在、市の国民健康保険では、政令で定める額39万円に3万円を加算して、合計42万を支給しております。この加算分3万円につきましては、産科医療補償制度における掛金相当額でございます。

資料の1番、改正の背景の1行目から2行目にありますように、平成26年4月、厚生労働省の社会保障審議会の部会において、この補償制度が見直しをされました。掛金がこれまでの3万円から1万6,000円に引き下げられることとなったため、加算分が定めてある施行規則をこの金額に合わせるものでございます。資料でいきますと、2番の(2)のところで、施行規則の一部加算額については、3万を1万6,000円とする、1万4,000円を減額するというものでございます。

一方で、平均的な出産費用は増加していることから、先ほどの社会保障審議会においても、改正の背景の2行目になりますけど、支給総額は変えないという方針も出ておりますので、国では政令で定める額、39万円で定めてあったものを40万4,000円と増額いたしまして、総額42万円を確保しております。ですので、市の条例もこれに準じて改正するものでございます。資料でいきますと、2番の改正の概要(1)番のほうです。出産育児一時金の金額については、39万円を40万4,000円として、1万4,000円を増額するという改正でございます。

(1)につきましては条例改正、(2)につきましては施行規則の改正となりますが、関連がありますのであわせて説明をさせていただきました。

いずれも施行日は平成27年1月を予定しております。以上です。

○委員長(野呂和久君) この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○健康増進課長(井藤裕司君) 資料の4をごらんください。

可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について、御報告をさせていただきます。可児市新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、平成25年4月、施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法の第8条第1項の規定により、県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、市町村も計画を策定することとされております。

この計画は、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命、それから健康を保護するということ、もう1つは、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにするということを基本的な方針として策定するものでございます。

この新型インフルエンザ等対策を考えるに当たりましては、市の危機管理にかかわる重要な課題というふうに位置づけていきます。対策の主要項目を5項目に整理し、またその発生の状態を5つに分類して、その対策を整理していきます。

対策の項目としましては、1つ目に実施体制、2つ目に情報収集・提供・共有、3つ目に 予防・蔓延防止、4つ目に医療、5つ目に市民の生活及び経済の安定の5項目でございます。 また、発生の状態というものについては、未発生期、市内未発生期、市内発生早期、市内 感染期、小康期、これに各段階において想定される状況に応じた対策を定めていきます。

例えば市の実施体制を例にとりますと、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、つまり未発生期でございますが、このときにおいては、可児市感染症等予防対策本部を設置し、 主に情報収集とか、情報共有に努めてまいります。

状況が進展しまして、新型インフルエンザ等が国内で発生したような場合、でもまだ市内では発生していない市内未発生期におきましては、しかしいずれ市内でも発生するであろうという危機として予見しまして、可児市危機管理検討会議を設置して、予防策や対応策、こういったことの検討を始めます。

さらに状況が悪化しまして、政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、この状態としては、市内発生早期以降になろうかと思いますけれども、このときには可児市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、基本的対処方針を決定して、各種の対策を具体的に実施していくということになります。

各発生段階における具体的な対策については、対策の項目ごとに各部での任務分担を整理 し、万一の事態に迅速に対応できるよう、マニュアル等の整備を今後進めていくよう準備を 始めております。

今後のスケジュールといたしましては、平成26年10月下旬から11月中旬にかけてパブリックコメントを予定しております。その前には、委員会の皆様方には、計画案をお配りさせていただこうと考えております。それから、平成26年11月下旬には計画ができ上がると思いますので、これは特措法の第8条第6項に規定されておりますとおり、速やかに議会に報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長(野呂和久君) この件に関して質疑はございますか。

[「なし」の声あり]

発言もないようですので、この件に関して終了いたします。

ここで、これ以降の議事事項に関係する部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お 疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○委員長(野呂和久君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、報告事項2. 教育委員会関連改革法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○教育委員会事務局長(高木美和君) お手元のほうに資料ナンバー5として、文部科学省の 資料を用意させていただいております。

教育委員会制度に関する法改正が公布されまして、平成27年4月1日から施行となります。 法改正に伴い、関係条例の改正が必要となりますので、条例改正は平成27年3月議会に提案 をする予定にしております。平成26年12月議会で条例改正の概要を報告したいと考えており ます。

今教育委員会におきましては、教育委員会制度がどのように変わるかを報告させていただ きたいと思っております。詳細につきましては、課長のほうから説明をさせていただきます。

○教育総務課長(渡辺達也君) それでは、引き続きまして私のほうから、お手元の資料のナンバー5でございます。

これは文部科学省が作成したリーフレットでございますが、これに基づきまして今般の教育委員会の関連改革法、正式には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、ことし、平成26年6月20日に公布、来年、平成27年4月1日に施行ということで、その関係の資料をもとに説明させていただきます。

この表紙にございますように、この表紙の中段にございますが、黒字で書いてございます。 今般の法律、縮めて地教行法と言ったりするんですが、この地教行法の改正の趣旨でござい ますが、教育の政治的な中立性、継続性、安定性を確保しつつ、4つございまして、まずは 地方教育行政における責任体制の明確化、2つ目に迅速な危機管理体制の構築、3つ目に地 方公共団体の長と教育委員会との連携強化、4つ目に地方に対する国の関与の見直しを図る というものでございます。

この地方に対する国の関与の見直しを図るという内容につきましては、いじめによる自殺などが起きた後の再発防止のために、国から教育委員会への指示を法律で明確化したものでございます。

そこで、この表紙の後半にございますように、この改正内容の4つのポイントがございます。それぞれのキーワードといたしましては、1つ目に教育長、それから2つ目に教育委員会、3つ目に総合教育会議、4つ目に大綱とございますが、この4つのキーワードをもとに内容が改正されているものでございます。

それでは表紙をお開きください。両開きの左側のページでございます。

まず、ポイント1.キーワード、教育長でございますが、この図をごらんいただきたいと 思うんですが、まず頭としましては、ここに教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設 置とございます。

まず、この絵でございます。上段の絵は、現行の教育委員会の体制でございます。現行は、 首長は議会同意を経て教育委員を任命しますが、教育長は、法律上は教育委員会からの互選 となっております。教育委員会の代表は委員長ということで、教育長というのは教育委員会 の指揮・監督のもとに、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどり、教育委員会の 議事について助言をするというふうに現行の地教行法ではうたわれております。

ここに吹き出しみたいな形がございますが、緊急事態のときに、会議招集のタイミングはとか、どちらが責任者なのかと。これは、今般の法律の背景には大津のいじめ自殺事件がございました。そういった中でも、緊急の記者発表でも教育長が出て、委員からの代表である委員長は不在だったということでいろんな批判を浴びたり、じゃあ誰が実際の責任者なんだということであったりとか、非常勤の教育委員が緊急事態にタイムリーに招集できるのかと、マスコミ等でもごらんのとおり、いろんな議論があったわけでございます。

この見直しといたしまして、下の絵でございます。

新教育体制でございますが、首長は議会同意を経て、直接教育長を任命するというもので ございます。これは、任期がこれまでの4年から3年となっております。これは、首長と教 育長が同じ時期になりますと、その期間中にもし首長がかわった場合に、新たに教育長を任 命できないというようなところもございまして、任期を4年から3年に圧縮したものでござ います。端的に申し上げますと、いわゆる首長の任命責任というのが法律上も明確化になっ たというものでございます。

参考までに申し上げますと、いわゆる市長の部局がございまして、それに同置的な形としまして、選挙管理委員会とか、農業委員会とか、各種の行政委員会がございますが、通常は行政委員会の代表というのは委員の中の互選で選ばれるわけでございますが、今回の法律は、教育委員会の代表は、直接首長が、可児市では市長が任命するという形になるわけでございます。

教育長は会務を総理しまして、教育委員会を代表するということでございますが、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。緊急時にも教育長が会議招集のタイミングを判断するということで、これが迅速な危機管理体制の構築になるというふうに言われております。

続きまして、その下のポイント2でございます。教育委員会のキーワードでございますが、

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化というものでございます。

教育長が、教育委員会から委任された事務の管理執行状況の報告義務化ということで、これは、可児市でも基本的に通常の業務などは合議体である教育委員会から教育長へ委任されている事務というのがございます、委任する規則がございますが、そういったものを必ず教育委員会のほうに報告するということで、新しい教育長へのチェック機能の強化が法定化されたところでございます。また、教育長判断による会議招集のほか、教育委員による会議招集ができるようになっておりますので、教育委員会の審議が活性化になるというふうにうたわれております。

続きまして、右へ行きまして、右側のページでございますが、ポイント3の総合教育会議 というキーワードでございますが、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するというも のでございます。

この上段の左側の絵でございますが、現行の首長の職務権限、ここに大学に関すること以下ございます。特に首長の権限としましては、やはり何といいましても、予算の編成・執行、 条例案の提出が教育に関する大きな権限として、現在としてあるわけでございます。

右側に行きますと、教育委員会の職務権限でございますが、ここに以下列記してございます。こういったものが密接な関連として、先ほど申し上げました市長の予算編成とか、条例 案提出に非常にかかわってくるというのが現行の体制でございます。

それが新しい改正の中では、新教育体制としますと、どういう形になるかと申しますと、総合教育会議というのを首長が招集しまして、会議構成は首長と教育委員会で協議・調整して、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となりました。法律の趣旨としましては、地域の民意を代表する首長との連携の強化というものでございます。ただ、そうはいうものの、引き続き教育委員会というのはあくまで執行機関でございます。そして、教育委員会のこれまでの職務権限につきましては、全く変わるものではございません。

続きましてポイント4. 大綱でございますが、教育に関する大綱を首長が策定するという ものでございます。

これは、地方公共団体としての教育施策に関する方向性を、ここの色図に書いてございますように、明確化するといったものでございます。

以上、4つが主な改正の内容でございます。

最後の用紙、QアンドAのほうで1つだけ御説明申し上げますが、クエスチョン1のところに、来年、平成27年4月1日に教育委員長と教育長を一本化した新教育長が任命されるかどうかということでございますが、法律の施行が来年の平成27年4月1日でございますので、そういう形に自動的になってしまうのかというようなQアンドAのQの問いかけにつきましては、改正法にも経過措置規定がございまして、在任中の教育長につきましては、教育委員としての任期満了まで、またはみずから退任するまでは現行制度の教育長として在職し、その間の、改正前の法律に基づく委員長も併存するというもの、そういうふうに経過措置がう

たってございます。

可児市の場合は、今の教育長、教育委員としての任期は平成28年9月30日まであるということですので、来年、平成27年4月から起算したとしてもさらに1年半あるという状況の中で、ここがどうなるかというのは今はまだわからないところでございますが、いろいろと今国のほうがブロックごとに説明会を行っております。この東海ブロックでは、2週間ほど前にようやく国の官僚のほうが法改正の内容説明に来て、岐阜大学のほうで私ども市町村担当職員も行って説明を受けてきましたが、いろいろと国のほうにも情報は寄せられているようでございまして、法改正の趣旨に鑑みまして、施行日から本則適用させるために一旦教育委員を退任して、改めて新教育長の任命を受ける対応も想定されるところであるというようなコメントもいただいております。

以上で概要説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(野呂和久君) この件に関しまして、質疑を行います。
- ○委員(冨田牧子君) 全くひどい改正だというふうに私は思うんですけど、お聞きしたいのは、ずうっと前は、教育長というのは、それこそ校長先生を終えられた方が教育長をされておりました。

ところが、この前の教育長から行政の方が教育長になられて、本当に現場のことがわかっているのかということをすごく私自身は不安に思っているわけですね。

教育委員も保護者というか、現実に学校に子供が行っている人を重視するとかいうことがあって、そういう方を入れて、結構若い方も入ってみえて、教育委員としてやっていただいていたんですけど、本当に今の状況の中で、学校の中のことがわかるという方は一体どこに入れてもらえるのか、非常に私自身は心配しているんですね。

この前、教育委員会の組織を編成がえして、教育委員会のやるところは、小学校と中学校だけ専念してやってください、いじめの問題はこっちの人づくり課のほうに行く、それから社会教育のほうも市民部に行ってしまうという状況になってきたわけですけれど、肝心の小・中学校の教育に専念してほしいと言われたにもかかわらず、そういうことがわかっている人がいないということについて大変心配をしているんですけど、教育委員さんを今後いろいろ任命していく中で、もっと現場の経験のある方を入れていただくとか、そういうことは考えておられるんでしょうか。

○教育委員会事務局長(高木美和君) 教育委員につきましては、レイマンコントロール、いわゆる一般市民の方が教育委員会を見ていくということがございますので、職業とか、年齢とか、それから性別とかによって、今後も任命させていただきたいということを思っているところでございます。

また、学校現場というお話がございました。

確かに教育長は教員からの教育長ではございませんけれども、事務局側には学校教育課長 を初め指導主事、県からの派遣等の現場の職員もございまして、委員とはちょっと違う立場 でございますけれども、現場が全くわからないということではないと思っております。以上 でございます。

- ○委員(冨田牧子君) 続いてお伺いしますけど、前から教育委員会の議事録を公開してほしいということをずうっと私も言っていたんですけど、今だとほとんど項目だけ、何を話した、何を話した、何を話したということになっておりますが、ここで新たにポイントの2として書いてあるところでは公表するということなので、可児市の教育委員会としても、必ず議事録については公表するということでしょうか。
- ○教育委員会事務局長(高木美和君) 現在の議事録は要約の形で作成しておりますけれども、 今回からは議会で行っているのと同じように、全ての発言を議事録として残すことになりま すので、そのような手続をとりたいと思っております。以上でございます。
- **〇委員(冨田牧子君)** もう1点お伺いしますが、総合教育会議ですね。ここで市長が出てきて会議を招集するということは、ここに書いてある政治的中立性の確保ということと全く矛盾をする部分ではないかと思うんですけど、それについての見解はどうですか。
- ○教育委員会事務局長(高木美和君) 会議そのものは、市長と教育委員の会議になります。 そういった関係で、対等な形で会議を行っていくということで、政治的に中立性が失われる というところは考えておりません。
- ○委員(冨田牧子君) 上の緑のところにも書いてあるんですが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されていると。これは必ずそうなんですか。総合会議で市長が出てきていろいろ言っても、権限は教育委員会がきちっと握って、最終決定をするということは本当に保障されるんでしょうか。
- ○教育委員会事務局長(高木美和君) 総合教育会議で決定されたことについては尊重するということになっておりますけれども、これは教育委員会と市長が同意したことについて尊重するということになっておりますので、例えば話し合いの中で教育委員会と市長のほうで同意できないものについては、強制的にそれを進めていくという義務は発生しないものと考えております。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- ○委員(酒井正司君) ポイント1の、新しいほうの首長が教育長を任命というところ、議会の破線の下に、同意の下に米印がついていますね。これを見ると、教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待という非常に微妙な表現なんですが、することでもない、義務でも何でもないんですが、何らかの形で議会に対して、教育長候補者が所信表明をすると意味合いでしょうか。
- ○教育委員会事務局長(高木美和君) 現在も教育長は任命の後、議会のほうで御挨拶をさせていただいているかと思うんですけれども、そのときに、今回の法改正では教育長の思い、所信を表明して、できるならばそのときに議会側から質問等を受けるという方法もあるんじゃないかといった提案がございまして、どのように進めていくかというのはこれからの課題だと思いますけれども、議会側からの質問に対して、その場で教育長がお答えになるということが考えられると思います。

- **○委員(冨田牧子君)** ポイント4のところの大綱ですけど、教育に関する大綱を市長が策定 ということになると、今ある可児市の教育基本計画というのがありますよね。それとの関係 についてはどういうふうになるんでしょうか。
- ○教育委員会事務局長(高木美和君) 現在の基本計画をそのまま大綱として使うということは認められておりますので、しばらくは教育計画に沿った方向性があるんじゃないかなということを考えております。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- **〇委員(出口忠雄君)** 1つ、教えていただきたいんですけど、QアンドAのところで7番ですね。

大綱の作成に関するところで、教職員の人事異動の基準、あるいは教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられますと。また大綱は首長が定めるものと。ここで首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じますと。この尊重義務というところで、本当に教育の中立性というのがどうなっていくのかなあと、ちょっとこの辺が曖昧なところを感じるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

- ○教育委員会事務局長(高木美和君) 特に教職員の人事と、それから教科書採択につきましては、教育委員会の中にその仕事を残すということが言われておりますので、そういった面から考えても、中立性は保たれるということを考えております。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- ○委員(可児慶志君) 先ほど来からあるように、首長と教育長の権限が随分拡大していきますので、行政側からすると教育行政がやりやすいかもしれませんが、反面から言うと、中立性の問題とかもありますが、ただ教育委員さんの発言力というのがどれほど保障されるのかなというのが非常に懸念されてきます。

教育委員さんの選出方法というものを、何らかの基準を改めるなりするような考え方とい うのは今の現執行部のほうにはありますか。

- ○教育委員会事務局長(高木美和君) 現在の教育委員さんのバランスというとおかしいですけれども、男女比、それから年齢、職業、そういったものを考えますと、現在の選び方がふさわしい選び方だということを考えておりますけれども、今後不都合が生じれば、そのときに選び方等を考えさせていただきたいということを思っております。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。 続いて報告事項3. 中学校空調設備工事の進捗状況についてを議題とします。 執行部の説明を求めます。

○教育委員会事務局長(高木美和君) 工事の進捗状況の御報告でございます。

中学校空調設備工事につきましては、皆様に大変お手数をおかけしまして補正予算を決議 いただいた後、平成26年7月10日に入札を実施しております。平成26年7月18日に工事請負 契約の締結の後、工事を実施させていただいておりますけれども、現在施工計画に沿って、 日程的には順調に進んでおりますので、御報告させていただきたいと思っております。

室内工事につきましては、できる限り夏休みに施工するという方向で工程を組んでまいりました。屋内につきましては、一部を除いてほぼ完了しているところでございます。今後は、空調室外機の設置工事、屋外配管等を施工していく予定でございます。

なお、工期は12月中旬まででございます。以上でございます。

○委員長(野呂和久君) この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

では、その他で、執行部の方から報告すべき事項はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

ありがとうございます。

以降の議事は委員のみ協議しますので、執行部の皆様は御退席ください。お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○委員長(野呂和久君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で、本日の案件は全て終わりました。

そのほかに、何かございましたらお願いします。

[挙手する者なし]

それでは発言もないようですので、委員長から、公立保育園、瀬田幼稚園の運動会の出席 についての確認と委員会視察について御報告をさせていただきます。

まず、公立幼稚園、瀬田幼稚園の運動会の出席につきましての御確認をいたします。

先日、各委員宛てに案内があったと思いますが、教育福祉委員会内でどちらかの園に出席 するかを調整し、こども課へ報告をしたいと思います。

日程の確認をいたします。

兼山保育園が平成26年9月27日土曜日、久々利保育園、めぐみ保育園、土田保育園は平成26年10月4日土曜日、瀬田幼稚園が平成26年10月11日土曜日、全て午前9時からとなっております。

まず、兼山保育園は天羽副委員長にお願いいたします。あと、久々利保育園、めぐみ保育園、土田保育園についてはいかがでしょうか。

久々利保育園が林委員、土田保育園が出口委員、次に可児委員、冨田委員で瀬田幼稚園を よろしくお願いいたします。ありがとうございました。この結果を事務局からこども課へ御 報告させていただきます。

続いて、委員会視察について報告をいたします。

視察日につきましては、委員の皆様の都合がよい平成26年10月30日木曜日から10月31日金曜日に決定をし、視察希望先についても、各委員の皆様からいただきました御意見を参考に決定をさせていただきました。

1日目の元気づくりシステム促進事業を含め、介護予防事業の先進地として、三重県のいなべ市へ伺います。

2日目の午前中が、土曜日に自習室を開き、ボランティアのOBの先生や大学生に教えて もらうというサタスタを行う大阪府門真市を視察いたします。

そして、2日目の午後から、老人福祉センターと児童館の複合施設で相互のふれあいを図る大住ふれあいセンターの現場の視察を行う京都府京田辺市の3市について伺うこととなっております。視察日程につきましては、配付をさせていただいた資料のとおりです。事前に視察先に質問事項を送ることで、先方も答えやすく、回答しやすく、充実した視察になると思いますので、視察先への質問を平成26年10月8日までに事務局へ御提出をよろしくお願いたします。

委員会視察について、他に御発言はありませんでしょうか。

- ○委員(酒井正司君) この委員会視察の効果といいますか、継続性といいますか、やはり議員がしっかり勉強をして政策に結びつけるというのが最大の効果であり、議会改革の本旨だと思うんですが、見てきたようでほぼ終わるようなものが実状なので、特に今回かなり重たいテーマといいますか、具体化に向けて何かのヒントにならないかという事業が多いので、行政の方も同行できる、希望があればですが、複眼的な目で見て少しでも前進するような成果が得られないかなあと、そんなことを思うんですが、いかがでしょうか。
- **○委員長(野呂和久君)** ただいま酒井委員から提案をいただきました。 この件に関しまして、他の委員さん、御意見はありますでしょうか。
- **○副委員長(天羽良明君)** 確かに、今回、複合施設なんかもすごく重要な課題になってくるかと思いましたので、時間がもし合うようでしたらば、来ていただいたら委員会としてはむしろ助かるんじゃないかなと思います。
- ○委員長(野呂和久君) ほかにいかがでしょうか。
 事務局、お願いします。
- ○議会事務局書記(小池祐功君) それでは、今お話を受けまして、一応議会事務局のほうで検討しまして、職員についてもそれぞれ職務の時間制限等もございますし、また委員会視察につきましては、1泊2日になりますので、その辺もいろいろハードル等があるかというふうに思いますので、一度事務局のほうで執行部のほうに問いかけをしてみるというところでよろしいでしょうか。
- **〇委員長(野呂和久君)** ただいま事務局のほうから、調整をしますということで提案がありました。それでよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

じゃあ、そういう形で調整をしていただきます。

続いて、教育福祉委員会所管主要事業説明書の配付について、事務局から説明をいただきます。

- ○議会事務局書記(若尾絢子君) 所管各課の主要事業を記載した資料について、執行部から 提出がありましたので、各自で御一読ください。不明な点などについては、各自で担当課へ お問い合わせいただくようにお願いいたします。
- **〇委員長(野呂和久君)** この件に関しまして、何か質問はありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時30分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月24日

可児市教育福祉委員会委員長